

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和8年10月7日

日本司法支援センター 理事長 白石 史子

1 調達内容

Microsoft 365 ライセンス等調達 一式

2 意見の提出方法

- (1) 意見の提出期限 令和8年10月27日（火）17時00分
- (2) 提出先及び担当者 〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当 三田）
電 話 050-3381-1573
E-Mail keiyaku@houterasu.or.jp
- (3) 提出方法 別紙様式を使用し、電子メールにより上記担当者宛て提出する。

3 仕様書案の交付

- (1) 交付期間 令和8年10月7日（水）から同月27日（火）まで
- (2) 交付場所 上記2(2)の場所及び当センターホームページ上

4 仕様書案の説明会

実施しない。

5 本件に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当 三田）
電 話 050-3381-1573
E-Mail keiyaku@houterasu.or.jp

Microsoft 365
ライセンス等調達
仕様書（案）

令和8年10月
日本司法支援センター

目次

第 1	調達件名.....	2
第 2	調達の目的.....	2
第 3	調達内容.....	2
1	調達範囲.....	2
2	契約期間.....	3
3	納入成果物及び納入期限.....	3
第 4	機密保持及び資料の取扱い.....	4
第 5	知的財産権の帰属.....	5
第 6	契約不適合責任.....	5
第 7	検査.....	5
第 8	競争参加資格等に関する事項.....	6
第 9	再委託に関する事項.....	6
第 10	その他特記事項.....	6

第 1 調達件名

Microsoft 365 ライセンス等調達

第 2 調達の目的

日本司法支援センター（以下「センター」という。）の情報システムは、サーバ、ストレージ及びネットワーク等の稼働環境を「第四世代インフラ共通基盤」から提供されているが、この第四世代インフラ共通基盤は令和 10 年 5 月に運用を終了し、クラウドベースの「第五世代インフラ共通基盤」に移行する計画である。本調達は、第五世代インフラ共通基盤を利用するクライアント端末に必要となる Microsoft 365 ライセンス等（以下「本件ライセンス」という。）について、第五世代インフラ共通基盤の構築期間中から使用を開始し、構築段階の利用期間に応じて必要数量を追加するとともに、移行に伴いライセンス種別を変更し、移行後も継続して使用するライセンスの調達をするものである。

第 3 調達内容

1 調達範囲

本件ライセンスの数量及び利用期間は表 1 のとおりとする。

表 1 ライセンスの数量及び利用期間

No	型番	ライセンス名称	数量	利用期間(開始日～終了日)
1	AAD-33167	M365 E5 Unified Sub Gov Per User	80	令和 9 年 2 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
2	AAD-33167	M365 E5 Unified Sub Gov Per User	170	令和 9 年 11 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
3	JFX-00001	M365 F3 FUSL Sub Gov Per User	20	令和 9 年 2 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
4	JFX-00001	M365 F3 FUSL Sub Gov Per User	50	令和 9 年 11 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
5	8RU-00005	Defender + Purview Suite FLW Sub Add-on	20	令和 9 年 2 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
6	8RU-00005	Defender + Purview Suite FLW Sub Add-on	50	令和 9 年 11 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
7	AAD-33194	M365 E5 Unified SU M365 E3 Sub Gov Per User	1150	令和 10 年 4 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
8	AAD-33167	M365 E5 Unified Sub Gov Per User	1150	令和 10 年 6 月 1 日～令和 13 年 5 月 31 日

9	JFX-00001	M365 F3 FUSL Sub Gov Per User	500	令和 10 年 4 月 1 日～令和 13 年 5 月 31 日
10	8RU-00005	Defender + Purview Suite FLW Sub Add-on	500	令和 10 年 4 月 1 日～令和 13 年 5 月 31 日

- (1) 表 1 の No. 2、No. 4 及び No. 6 のライセンスは、それぞれ同一の型番である No. 1、No. 3 及び No. 5 のライセンスへの追加分とし、各利用期間の開始日以降は、それぞれの数量を合算したライセンス数を利用するものとする。また、各ライセンスは表 1 に定める利用期間の開始日から、表 1 に定める型番及び数量で利用可能となるよう提供すること。
- (2) 本件ライセンスは現在センターが利用しているテナント内で利用可能であり、既存のデータ及び設定等は当然に本件ライセンスに引き継がれるものとする。また、ライセンスの追加又は型番の変更に際しても、既存のデータ及び設定等を維持したまま継続して、本件ライセンスを利用できるようにすること。なお、本件ライセンスの追加又は型番の変更に伴い、センターの作業が必要な場合は、作業内容を明示した上で、事前にセンターの了承を得ること。

2 契約期間

本調達全体としては、契約締結日から令和 13 年 5 月 31 日までとする。

本件ライセンスの各利用期間については、上記 1 「調達範囲」のとおり。受注者は、上記 1 「調達範囲」の表 1 に定める利用期間を踏まえ、必要な役務を行うこと。

なお、センターは、本契約期間満了後も本件ライセンスを継続利用することを想定しており、1 月単位又は 1 年単位で契約更新ができるものとする。

3 納入成果物及び納入期限

納入成果物及び納入期限について以下に示す。

表 2 納入成果物及び納入期限

No	納入成果物	内 容	納入期限
1	ライセンス	表 1 に定める型番、数量及び利用期間に係るライセンス	表 1 記載の各利用期間開始日の前日まで

2	ライセンス証明書等	メーカーから発行されるライセンス所有を証明する正規のライセンス証書又はメーカーサイト画面等のライセンス保有が確認できる資料	表 1 記載の各利用期間開始日から 14 営業日以内
3	その他	・ 議事録 ・ 打合せ資料	必要に応じて適宜

(1) 納入方法

- ア 納入成果物は原則として日本語表記とし、専門用語には必ず説明を付すこと。
- イ 納入成果物は、電子データにより納入すること。
- ウ 不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。
- エ 納入成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、センターの承認を得ること。
- オ 成果物が外部に不正に利用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- カ 納入成果物について変更、修正等の必要が生じた場合は、その都度、速やかに当該変更等を行い、再度納入すること。

(2) 納入場所

納入成果物の納入場所は、次のとおりとする。

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部情報システム管理課

第 4 機密保持及び資料の取扱い

- (1) 受注者は、本調達に関してセンターが開示した情報、契約履行過程で生じた納入成果物（印刷した帳票を含む。）及び本調達を履行する上で知り得た一切の情報（公知のものを除く。）について、どのような場合にもセンターが開示することを認めていない者の開示し、又は漏らしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、受注者は、本調達で知り得た情報を他の目的で利用しないこと（本契約終了後も同様とする。）。
- (2) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、センターから開示を受けた資料、データ、蔵置媒体及びその複製等全てを本契約終了時にセンターに返却又は確実に廃棄することとし、そのために必要となる措置を講じること。
- (3) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及びセンターの「情報セキュリティ対策基準」等セキュリティ関係規程にのっとり情報を取り扱うこと。

第5 知的財産権の帰属

- (1) 受注者は、全ての納入成果物が第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害していないことを保証すること。また、本調達において第三者の知的財産権又はノウハウを使用・実施する場合、受注者は、その使用・実施に対して一切の責任を負うものとする。
- (2) 受注者が納入した納入成果物に関わる知的財産権及び製造者責任について、第三者からの請求を受け、又は訴訟を提起された場合には、その責めを全て受注者が負うこと。
- (3) 納入される納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は、当該著作物の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該著作物の内容について事前にセンターの承認を得ることとし、センターは当該著作物について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

第6 契約不適合責任

- (1) センターは、納入成果物の引渡し等を受けた後、その内容が本契約の内容に適合しないものであることを発見した時は、受注者に対して、受注者の費用でこれを修補等の追完を請求することができる。ただし、その不適合がセンターの責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することができない。
- (2) センターは、相当と認める期間を定め、受注者に対し前項の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、センターは、受注者に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、センターは追完の催告をすることなく、受注者に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。
 - ア 履行の追完が不能であるとき。
 - イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
 - ウ 契約の性質により、履行期限前に履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
 - エ 上記アからウに掲げる場合のほか、センターが追完の催告をしても受注者が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) センターは、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、受注者に対して、契約の解除及び損害の賠償を請求することができる。

第7 検査

- (1) 受注者は、納入成果物について、納入期限までにセンターに対し内容の説明を実施して検査を受けること。
- (2) 検査の結果、納入成果物に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、設定、交換等を行い、変更点についてセンターに説明を行った上で、指定された日時までに再度納入すること。

第8 競争参加資格等に関する事項

- (1) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」においてA又はBの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

第9 再委託に関する事項

本調達の受注者は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。

第10 その他特記事項

- (1) 受注者は、本調達の円滑な運営を図るため、センターと連絡を密にするとともに、本調達を実施する上で不明な事項が生じた場合は、必ずセンターと協議を行い、合意した内容に基づき対応を行うこと。
- (2) 受注者は、センターが本契約に基づき、情報の開示又は作業の改善を求めた場合には、速やかに対応すること。
- (3) 受注者は、施設設備等の管理及び運用に関し、センターが定める諸規程及びセンターの指示を遵守すること。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき又は本調達の内容を変更する必要があるときは、センターと受注者で協議し、決定するものとする。
- (5) 本仕様書の内容又は解釈等に疑義が生じた場合は、センターと受注者で協議し、決定、解決するものとする。

以上